【防災訓練マニュアルⅡ】

地震•津波災害編

平成〇〇年度 〇〇自主防災会防災訓練実施計画書(例)

主催 〇〇自主防災会

1 訓練日時 平成○○年○○月○○日(曜日) ○○時から○○時まで

2 場 所 ○○町○○番○○号 ○○中央公園 雨天時 ○○小学校体育館

3 訓練参加者 自主防災会役員及び地域住民

4 訓練参加機関 日本赤十字社鹿児島支部・○○消防署○○分遣隊 消防団○○分団

5 訓練の目的

自然災害(地震、風水害、火災等)の発生に備え、自分の安全は自分で守る「自助」を災害対応の基本とし、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」という、隣保共同の精神と連帯感に基づき、自主防災会が機能し、迅速・的確な行動がとれるよう、また、地域住民の防災意識の高揚を図るため防災訓練を実施する。

6 災害の想定

鹿児島市はマグニチュード7.1の大地震に襲われ、道路、電話等各種公共施設に大きな被害が生じ、倒壊したビルや家屋から火災が多発するとともに負傷者が続出した。さらに、地震発生後に大津波警報が発表され、約30分後に津波が到達するとの情報から、地域ぐるみで高所へ避難する。

7 訓練の内容

(1)避難訓練

地震発生時の一連の避難行動訓練(大津波警報が発令された時の沿岸部住 民等の避難訓練を含む。)を行う。

(2) 自主防災会災害対策本部設置訓練

自主防災会役員は連絡を取り合って一時退避場所に参集し、自主防災会災 害対策本部を設置する。本部長は自主防災会の組織編成を行い、各班長に必 要な指示を行うなどの初動訓練を行う。

(3)情報収集伝達訓練

自主防災会の情報班が、市や防災関係機関からの情報を住民に知らせる訓練及び地域の被災状況や避難生活の情報を本部長や市に報告する訓練を行う。

(4) 炊き出し訓練 地域住民で協力して非常食を作成する訓練を行う。

(5) 救急訓練

消防職員等の指導により、応急手当法、心肺蘇生法、AED取扱い要領及 び応急担架作成方法を習得する訓練等を行う。

(6)消火訓練

消防職員の指導で、粉末消火器を使用した消火訓練を行う。

8 訓練の日程

8時00分 避難訓練開始

(自宅 ⇒ 一時退避場所 ⇒ 高所の避難場所)

8時20分 自主防災会災害対策本部設置

8時25分 情報収集伝達訓練

8時55分 本部長への避難状況報告

9時00分 開会式

炊き出し訓練開始

9時20分 救急訓練

10時30分 消火訓練

11時20分 閉会式

9 訓練当日までに準備するもの

ア 会場設営 (テント張り)・用具等点検は、訓練前日16:00から実施

イ 放送設備・机・椅子等の設営や炊き出し訓練の準備は、訓練当日8時00分 から実施

防災訓練日程表 (例)

訓練日 平成〇〇年〇〇月〇〇日(曜日)

訓練場所 ○○中央公園 主 催 ○○自主防災会

時間	実施項目	実施内容
8:00 ~ 8:30	自宅から一時退避場所 に集合	自分や家族の安全を確保した後、一時 退避場所に集合
8:20	自主防災会災害対策 本部設置訓練	自主防災会の班編成及び初動活動
8:25 ~ 8:50	情報収集伝達訓練	情報班の情報収集伝達訓練
8:30 ~ 8:50	大津波警報発令により 高所へ移動	地域ぐるみで高所の避難場所 (訓練場) へ移動
8:55 ~ 9:00	本部長へ避難完了報告	避難誘導班長が本部長へ報告
9:00 ~ 9:20	開会式	訓練開始宣言 挨拶等
9:00 ~ 11:00	炊き出し訓練	炊き上がりに時間を要するため炊き出 し班は9:00開始
9:20 ~ 10:30	救急訓練	応急手当法、心肺蘇生法、AED取扱い、応急担架作成訓練
10:30 ~ 11:20	消火訓練	粉末消火器の取扱い訓練
11:20 ~ 11:30	閉会式	訓練の講評 訓練終了宣言
11:30 ~ 12:00	後片付け	

炊き出し訓練で作成した非常食は、訓練終了後、参加者へ配付する。

平成〇〇年度 〇〇自主防災会防災訓練実施要領(例)

主催 〇〇自主防災会

- **1 訓練日時** 平成○○年○○月○○日(曜日) ○○時から○○時まで
- **2 場** 所 ○○町○○番○○号 ○○中央公園 雨天時 ○○小学校体育館
- 3 避難訓練

地震発生(7時55分)直後は自分や家族の安全確保に努め、隣近所で声を掛け合い、助け合って8時30分までに一時退避場所に避難する。

- 一時退避場所に避難が終わったら、津波避難のため、高所の避難場所(訓練場) ~8時50分までに移動する。
 - (1) 避難は原則徒歩とする。
 - (2) 一時避難場所は、○○小学校校庭とする。
 - (3) 一時避難場所では、避難誘導員が人員の点呼を行う。
 - (4) 避難に際しては、避難誘導員が参加者の前後に立ち、消防団員等の協力を得て高所の避難場所へ誘導する。
 - (5) 避難行動要支援者について支援者を定め、車椅子等での避難支援を行う。
 - (6) 避難誘導員は、ヘルメットを着装し、ラジオ付きライト、ハンドマイク、 誘導灯等を携行する。また、避難者は、ヘルメット、防空頭巾等を着装し、 非常持出品を携行して、避難集団からはぐれないように避難する。
 - ≪参考≫ 避難訓練の事前に、避難経路について防災点検を行い、複数の避難 経路を検討しておくとより効果的です。

≪避難時の心得≫

- ア 避難時には火気の点検を行い、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを 切断し、避難に適した動きやすい服装(長袖、長ズボン、底の厚い紐靴 等の着装)で、隣近所助け合いながら一緒に避難する。
- イ 班長など、地域住民の名簿を持っている役員は、非常持ち出し袋等に入れて避難する。(避難所での避難者名簿作成に役立つ。)
- ウ 避難経路の選定は、がけ崩れ、ブロック塀の倒壊、落下物、川べりなど、 危険が予想される個所を避けるとともに、安全な避難ルートを複数設定 し、家屋の倒壊や火災の発生等に対応できるようにしておくことが重要 である。また、夜間を想定して、照明等が設置されている経路を選択す ることが望ましい。

- エ 津波避難については、できるだけ高いところへ避難するのが原則であるが、津波到達までの時間が短い場合には、付近の建物の高所への避難を 検討する。
- ≪参考≫ 日頃から避難する時間に余裕のある場合とない場合の避難場所を 考えておくことが重要です。

4 自主防災会災害対策本部設置訓練

地震発生後、自主防災会会長は役員と連絡を取り合い、8時20分に自主防災 会災害対策本部を設置する。

本部長は自主防災会の組織編成を行い、各班長に次の要領で指示を行う。

(1)情報班長への指示要領

ア 「直ちに情報班を編成し、大津波警報が発令されたことを避難誘導班と協力して避難の指示と避難場所について住民に周知してください。また、情報収集を行い被災状況を本部へ報告してください。なお、救助事案等の緊急連絡は、直ちに119番通報をお願いします。」

(時間に余裕があるときは実際に119番し、事前に作成した模擬情報を通報する訓練を行う。)

≪注意≫ 事前に最寄りの消防分遣隊に訓練通報を行う旨の連絡が必要

イ 「市や防災関係機関、ラジオ等から情報収集を行い、得た情報を住民に伝達してください。」

(2) 避難誘導班長への指示要領

「避難誘導班を編成し、大津波警報が発令されていることを情報班と協力して地区ごとに回り、避難の指示と避難場所について住民に周知してください。また、各地区ごとに誘導班員を配置し、消防団の協力を得て、高所の避難場所へ誘導してください。避難所に到着したら全員の無事を確認し、本部に避難の完了を報告してください。」

(3)総務班長への指示要領

「避難者名簿及び被災記録簿を作成し、時系列で記録してください。」 ≪参考≫ 事前に避難者名簿や被災記録簿を準備しておきましょう。

5 情報収集伝達訓練

市や防災関係機関からの情報や指示事項、テレビ、ラジオから得た情報を迅速 且つ正確に住民に伝達する訓練及び被災状況を市や防災関係機関へ通報する訓練 を行う。

- (1) 市や防災関係機関からの情報や指示事項、テレビ、ラジオ等から得た情報を住民に伝達する訓練について
- ア 本部長は、事前に作成した模擬情報を情報班長に紙記載で手渡す。
- イ 情報班長は、情報班員の地区分担を行った後、情報班員に模擬情報を示し、 住民への伝達を指示する。
- ウ 情報班員は、情報をわかりやすい伝達文にして伝達する。
- エ 情報班員は、情報をハンドマイク等で住民に伝達するが、伝達文を掲示板に も掲示する。(伝達については、海水浴等の人々にも留意する。)
- オ 消防団消防車のサイレンや半鐘で避難を伝達する。
- (2) 被災状況を市や防災関係機関へ通報する訓練について
- ア 本部長は、情報班長に被災状況を収集するように指示する。
- イ 情報班長は、情報班員に被災状況収集の指示を出す。
- ウ 情報班員は、被災状況を現場で収集する。
- エ 情報班員は、収集した情報(事前に作成した模擬情報)を情報班長に伝達する。
- オ 情報班長は、情報を記録整理して市に報告する。
- 《参考》 鹿児島市地域防災計画において、「町内会長及び自主防災組織会長等は、その地域の被害状況、避難状況等を収集したときは、逐次最寄りの避難所班長(市職員)に通報するものとする」と定めています。

6 炊き出し訓練

炊き出し訓練の設営等は、8時00分から開始する。

- (1) 炊き出し用品(資機材、材料等)は事前に準備しておく。
- (2) 作成数 ○○食
- (3) 炊き出し訓練要員は、下記のとおり、各班から割り当てる。

町内会班名	割り当て人員	備考(役割など)
○○町内会 第1班	3名	
○○町内会 第2班	3名	
○○町内会 第3班	3名	
○○町内会 第4班	3名	
○○町内会 第5班	3名	

7 救急訓練

救急訓練については、○○消防署○○分遣隊の指導により実施する。

- (1) 心肺蘇生法とAED取扱い訓練(人形とAEDは消防署から借用)
- (2) 止血法と骨折時の応急手当法(副子等による固定)
- (3) 応急担架の作成訓練
 - ア 毛布による応急担架
 - イ 毛布と竹竿を使った応急担架
 - ウ 竹竿とロープを使った応急担架
 - エ 竹竿と洋服を使った応急担架と担架収容
 - オ 椅子等を使った搬送法
 - カ 徒手による搬送法
 - ≪注意≫ 応急担架の資材は自主防災会で準備しましょう。

8 消火訓練

消火訓練については、○○消防署○○分遣隊の指導により実施する。

(1) 準備資機材

- ・オイルパン ・灯油 ・点火棒 ・チャッカマン ・消火器○本 ・バケツ
- ※オイルパン・灯油・点火棒の手配については、消防署または消防設備業者に相談しましょう。

(2) 訓練手順

消防職員から消火器の使用方法等について説明を受けた後、各班から1名ずつ消火訓練を行う。

≪参考≫ 火災を発見したら、先ず「火事だ!」と叫び、火災を周囲の人に 知らせることが大事です。声が出ないときは、バケツなど音の出 るものを叩いて異常を知らせましょう。

また、消火活動については、天井に火が付いたら消火が困難になりますので直ちに避難しましょう。

9 訓練場の配置図別紙添付(省略)